

# 自動車税の減免を受けられている皆様へ

## 令和8年度から

### 継続減免の手続きを簡素化しました

身体障がい等の理由により、自動車税の減免を適用されている方については、3年に1度、減免対象に該当していることの確認を行っております。

#### 主な簡素化の内容

- 報告様式の見直し
- 提出が必要な添付書類の削減
- パソコンやスマートフォンの電子申請に対応  
(添付書類の提出が不要な方のみ)

#### 具体内容

	報告方法	添付書類
手帳をお持ちの方が車を所有し、かつ運転される場合	郵送等 電子申請	なし
手帳をお持ちの方と同居するご家族が車を所有または運転される場合	郵送等 電子申請	なし
手帳をお持ちの方と別居するご家族(同一生計世帯に限る)が車を所有または運転される場合	郵送等	社会保険証 通院証明書 等
手帳をお持ちの方が車を所有し、常時介護する方(※)が運転される場合 (※市町村が発行する「自動車税等に係る常時介護証明書」で証明された方)	郵送等	常時介護証明書 等

別途書類による確認が必要な場合は、後日提出を求める場合があります。